

## 償却資産申告の適正化

過大に申告し払いすぎた税金が戻ってくるかもしれません

### 【理由】

- ・固定資産税における家屋と償却資産の区分について、課税する市町村が納税者である企業に対し、十分に周知しているとは言い難い状況である。
- ・家屋の評価対象となる部分についてまで、償却資産として申告してしまい、結果的に家屋と償却資産の二重課税となっている場合も多く見受けられる。  
(このような場合は、申告をやり直すと税金が還付される。)



不動産 特に、家屋と償却資産の区分、固定資産会計等に精通した専門家が、家屋と償却資産の区分等の償却資産申告適正化について見直しを行います。  
(必要に応じ、固定資産の計上についてのアドバイスもいたします。)

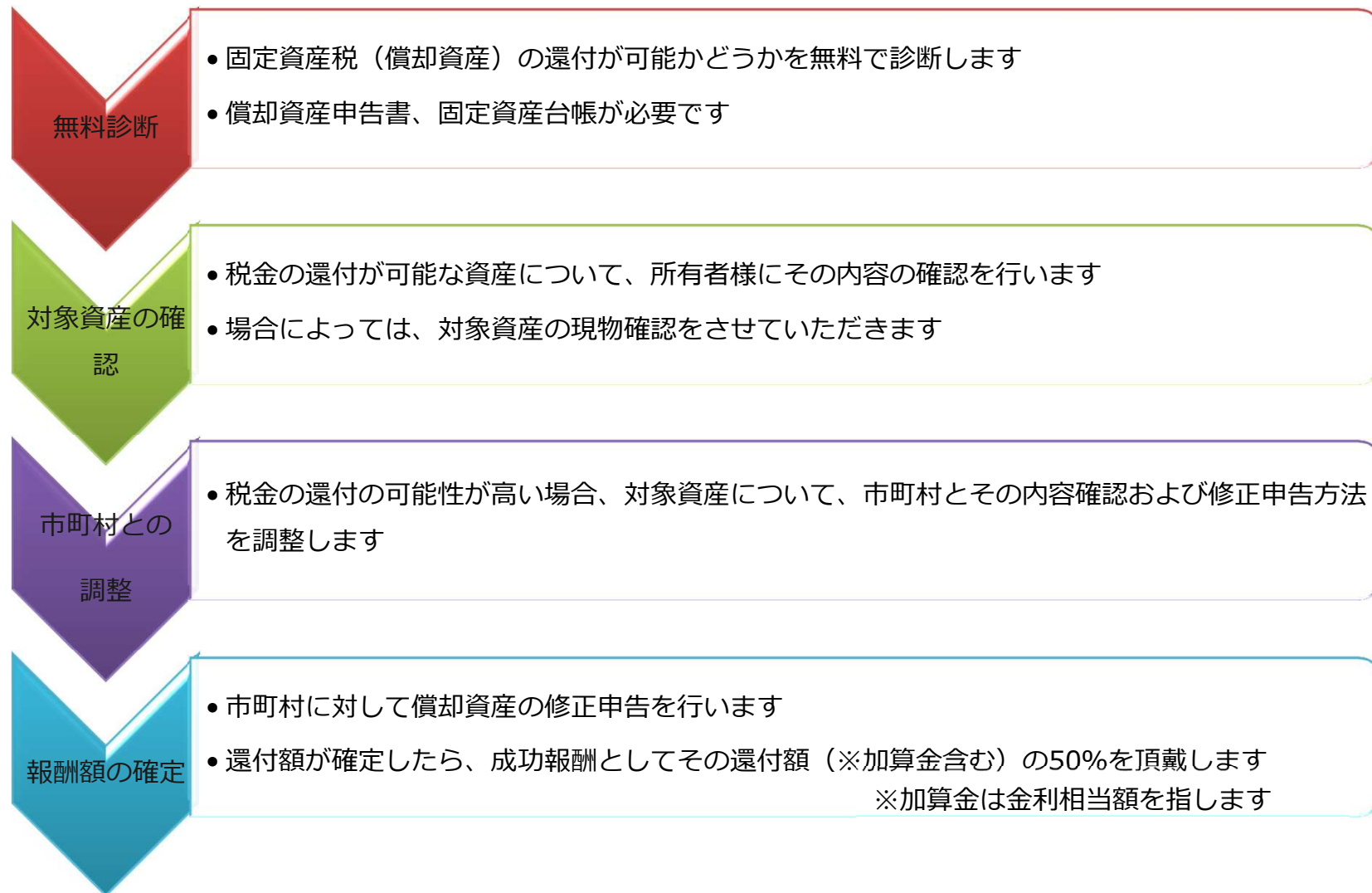
### 弊社の業務

税金還付が可能か検証します (見直すだけなら報酬は、いただきません)

(報酬) 還付金があった場合のみ、成功報酬として頂戴します。

成功報酬・・・還付金額(※加算金含む)の50%

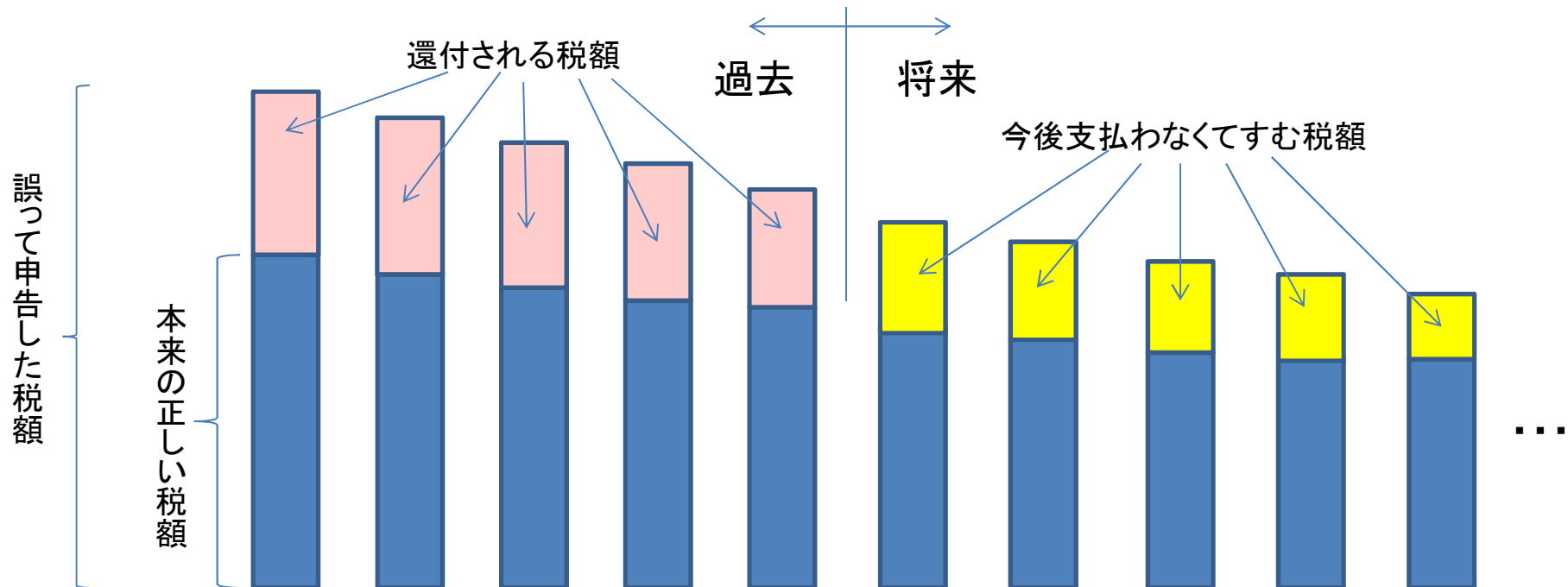
# 固定資産税（償却資産）適正化コンサルティングの流れ



※税務申告業務を承る場合は提携先の税理士法人が行います

※遠隔地の場合、着手時に交通費相当額をご請求させて頂く場合がございます

# 固定資産税適正化によるお客様のメリット（償却資産）



## <メリット>

1. 誤って支払いすぎた過去5年間の税金（金利もつきます）のうち、半分が手元に残ります。
2. 資産があるかぎり、今後は余計な税金を支払う必要がありません。

【事 例】	当初の申告税額	修正申告税額	還付された税額
寮	14百万円	6百万円	8百万円
研修施設	10百万円	3百万円	7百万円
事務所ビル	5百万円	1百万円	4百万円

※上記の税額は、過去5年間を合計したものです